

2.2 電子図書館の取り組みと課題

2.2.1 これまでの取り組み

2.2.1.1 著作権処理の基本方針

本学電子図書館の構築にあたっては、その創設当初より、「著作物の利用の許諾」について規定した著作権法第63条に基づいて、電子化する雑誌や図書等の個々の著作権者から利用の許諾を得ることを基本として許諾交渉を行っている。

また、許諾を得るにあたっては、利用方法や利用の範囲等許諾を得たい内容や利用の条件を明確にして著作権者に説明した上で、できる限り承諾書や協定書といった文書の形で許諾を得ることとしている。

2.2.1.2 許諾交渉体制の整備

平成6年度～

- (1) 著作権許諾についての基本方針や諸問題を検討するため、附属図書館運営委員会の下に著作権専門部会を設置。
- (2) 許諾交渉の際の基礎となる依頼文書の様式を作成。
- (3) 著作権者と合意に達した際に取り交わす協定書（許諾内容及び条件等について詳細に記述したもの）及びその簡略版である承諾書の様式を作成。

平成8年度～

- (4) 著作権料が予算化され、有償での許諾交渉が可能となる。
- (5) 教職員を東京等に派遣し、著作権者と直接面談による交渉を実施。
- (6) 学内生産物である修士・博士論文、テクニカルレポート等の電子化について、承諾書の様式、取扱方法等を決定。
- (7) 著作権法及び著作権許諾条件遵守のため、学内利用者に電子化資料利用にあたっての誓約書の提出を義務づける。

平成11年度～

- (8) 本学で行われる講演・講義内容の映像デジタル化及びデータベース化について、承諾書の様式、取扱方法等を決定。
- (9) 電子化資料の充実・拡大を図るため、著作権許諾とデータベース構築を専門に担当する専門職員を配置。

平成 13 年度～

- (10) 本学教員が研究代表者となっている科学研究費補助金研究成果報告書の電子化について、承諾書・委任状の様式、取扱方法等を決定。

2.2.1.3 平成 17 年度までの活動

- (1) 当初、本学教員の協力を得て、教員が関係する学協会や企業等を中心に、学協会誌や企業誌について、無償での許諾を基本として交渉を進めた。
- (2) 著作権料が予算化されたことにより、平成 8 年度以降、必要な場合には、相応の許諾料を支払う方針に転換。
- (3) 平成 10 年度以降は、学協会誌については、著作権集中処理機関である学術著作権協会を通じて、また平成 11 年度以降、商業誌や図書は、国内の商業出版社や大学出版会を中心に、いずれも有償での許諾交渉を進めた。
- (4) 近年における電子ジャーナルの急速な普及等の学術情報環境の急激な変化に対応するため、インターネットで利用できるものについては、これを積極的に活用し、本学独自の学外資料の電子化は、これ以上拡大せず、学内著作物の電子化、及び学内での講演・講義の映像資料のデジタル化の拡充と、その学外公開を進める方向に方針転換を図る。(平成 14 年度)
- (5) 学内限定利用という条件のもとに本学で電子化した資料について、学外への公開の可能性を、いくつかの許諾機関に打診する。その結果、本学で電子化した東京大学出版会の図書について、今後新たに電子化するものも含め、生駒市の図書館北分館の特定端末からインターネット経由で、北分館の利用者に公開することが東京大学出版会より許諾され、年度末より試験提供を開始した。(平成 14 年度)
- (6) 外国雑誌については、Elsevier Science 社に続き、Kluwer 社の雑誌についても電子ジャーナルを利用することとし、本学での電子化を中止した。(平成 15 年度)
- (7) 東京大学出版会と生駒市と本学の三者間で協定を締結し、本学で電子化した東京大学出版会の図書を、生駒市図書館北分館の特定端末からインターネット経由で、北分館の利用者に公開するサービスを開始した。(平成 15 年度)

(8)平成 16 年度から授業アーカイブ構築事業として、学内で行われる講義について、収録しデジタル化して保存、公開する準備を開始し、平成 17 年度から、情報科学研究科の協力を得て試行を開始した。

2.2.2 現状

2.2.2.1 利用許諾数

平成 18 年 3 月末現在の許諾数は、表 1 のとおり、図書 831 冊、雑誌 227 タイトルである。図書と雑誌について、本学全体の蔵書冊数と比較した場合の許諾率は、図書は 2.0%、雑誌は 19.8%となる。

平成 14 年度以降、利用許諾の申し込みは、既に許諾を得ている学協会及び出版社に対してのみ行っており、図書や雑誌の追加許諾が、その主な内容である。

2.2.2.2 現在の取り組み

平成 18 年度についても、学内著作物及び講演・講義の映像資料のデジタル化の拡充とその公開を進めていくことに重点を置いて、以下のような取り組みを行っている。

(1)学内著作物の電子化の拡充と学外公開の推進

学位論文、テクニカルレポート、科学研究費補助金実績報告書及び研究成果報告書等について、各研究科及び関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

(2)学内講演・講義の映像資料のデジタル化と学外公開の推進

学内で行われる講演・講義の映像資料等について、各研究科及び関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

(3)既に許諾を得ている出版社の図書の拡充

既に許諾を得ている出版社の新刊等未購入の図書について、教員選定により拡充を図る。

(4)国内雑誌について

既に許諾を得ているものについて、引き続き電子化を行う。

表1 図書・雑誌の年度別許諾状況（平成18年3月末現在）

区 分		図書（機関数）	冊 数	雑誌（機関数）	タイトル数
平成6-9年度	申込数	25	—	81	—
	許諾数	7	25	40	131
平成10年度	申込数	16	—	38	—
	許諾数	4	71	12	19
平成11年度	申込数	7	—	27	—
	許諾数	4	94	7	17
平成12年度	申込数	7	—	7	—
	許諾数	4	197	4	39
平成13年度	申込数	8	—	9	—
	許諾数	4	134	9	18
平成14年度	申込数	3	—	2	—
	許諾数	3	129	2	2
平成15年度	申込数	3	—	0	—
	許諾数	3	62	0	0
平成16年度	申込数	3	—	1	—
	許諾数	3	61	1	1
平成17年度	申込数	3	—	0	—
	許諾数	3	58	0	0
許諾累計	申込数 b	75	—	165	—
	許諾数 c	35	831	75	227
所蔵数 a		41131		1149 (和724 洋425)	
許諾率(%)		c / b	c / a	c / b	c / a
		47	2.0	45	19.8

2.2.3 新たな取り組み

2.2.3.1 電子ジャーナル等の学術情報基盤整備

「学術情報基盤の今後の在り方について（報告）」（平成18年3月23日：文部科学省科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会）では、第2章「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について」において、「各大学は共通経費化を推進することが必要である。」「価格上昇を続ける電子ジャーナルの購入経費を確保するためには、今後の値上りを見越し、予算確保

に向けた取組みが必要である。」と述べている。

本学では平成 17 年度、文部科学省報告に先駆けて、学術研究活動を支えるデータベース、電子ジャーナル等は、本学の研究・教育に不可欠な基盤ととらえ、下記の学術情報インフラを整備した。

まず、自然科学全般の高品質な雑誌文献を収録し、引用文献情報を含むとして定評のあるデータベース Web of Science 及び Journal Citation Reports 等を新規導入した。本データベースは、研究活動は元より業績評価のための調査、統計にも役立ち、平成 17 年度に行われた COE 研究拠点に実施されたアンケート調査でも大いに活用された。

また Web of Science 以外にも、物質科学オンラインデータベース SciFinder Scholar や大手出版社の Elsevier 社や Springer 社などの電子ジャーナルについても、最も基本的な学術資源ととらえ、安定的に提供するため、大学の共通予算で負担する共通経費化方式に変更した。

2.2.3.2 電子ジャーナルパッケージの内容

平成 18 年度現在、本学が提供する電子ジャーナルは海外誌 4,217 タイトル、国内誌 16 タイトルである。このうち American Chemical Society、IEEE などの学協会、Blackwell 社、Elsevier 社、Nature Publishing 社、Springer 社などの商業出版社が提供する電子ジャーナルパッケージについては、国立大学図書館協会の電子ジャーナル・タスクフォースの活動により、コンソーシアム契約が成立しており、通常の価格より安価な契約で利用者への提供が可能となっている。

これにより、American Chemical Society が 25 タイトル、IEEE は 22 タイトルのジャーナルとプロシーディングス、Blackwell 社は STM(Science/Technical/Medical)コレクションに含まれる 401 タイトル、Elsevier 社の Life Science コレクション及びシェアードアクセスタイトルに含まれるタイトルをあわせて、1,846 タイトルが利用可能になっている。

Elsevier 社のシェアードアクセスタイトルとは、シェアードアクセスパッケージ利用の大学それぞれが購入しているタイトルすべてをあわせたタイトルが利用可能というものである。Elsevier 社が提供する電子ジャーナル全タイトルを利用できるフリーダムコレクションは非

常に高額なため、本学での導入は困難であるが、現在でも相当数のタイトルが利用可能であり、日々多くのアクセスがある。ただし、このパッケージでは、アクセス可能な年代が契約年を含めた5年分に限定されている。そのため、毎年アクセス可能年代が繰り上がることにより、前年にアクセス可能だった論文が翌年には不可能になるという問題が生じている。Elsevier社では、過去の論文へのアクセスを可能とするバックファイルの販売も行っているが、これも高額であり本学では導入に至っていない。

また、Nature Publishing については 21 タイトル、Springer 社は 1,167 タイトルが平成 18 年度現在、利用可能である。

2.2.3.3 学内生産物の電子化と機関リポジトリの構築

近年、大学内において教員、研究者、学生等が生産した研究成果、教育用資料等を大学図書館等が中心となり電子的に蓄積保存し、メタデータを付し、インターネットを通じて広く世界に発信する「機関リポジトリ (Institutional Repository)」の取り組みが世界的な規模で進みつつある。

リポジトリとは「宝庫」であり、大学という機関で生産された知的財産、つまり宝を蓄積することからつけられた名称である。カリフォルニア工科大学、マサチューセッツ工科大学、カリフォルニア大学などをはじめ、国内では千葉大学、早稲田大学、北海道大学等で先行して構築されており、日々増加の一途をたどっている。

研究者にとっては、自らの研究成果の影響力を向上させ得る機会となり、また研究成果の管理、発信、保存を機関に任せることができる。また大学にとっては、大学としての社会に対する説明責任を果たし、機関の知名度を向上させる機会になり、産学連携の促進にもつながる。また周辺社会にとっては、その大学の研究動向を迅速に把握できるというメリットを持つ。

先にあげた文部科学省科学技術・学術審議会「学術情報基盤の今後の在り方について (報告)」第 2 章においても、「機関リポジトリへの対応や大学図書館のサービス機能の強化なども重要な課題」として機関リポジトリの推進を奨励している。

本学においては、学内で生産される学位論文、テクニカルレポート、

科学研究費補助金実績報告書及び研究成果報告書、講演・講義の映像資料等が研究・教育の成果であり、これらを積極的に公開することで、社会に対する本学の研究・教育活動の説明責任を果たすとともに、先端的研究成果を迅速に公開することで、大学の知名度・ブランドイメージを高めることにつながる貴重な知的財産である。また体系的に収集し発信することで、より多くの研究者の目にふれ、研究活動の視認性を高めるとともに、研究成果を社会に還元し、地域連携、産学連携をより一層促進することにもつながる。

本学には、開学当初から電子図書館の構築を進めてきた経緯があり、電子図書館の蓄積サーバには、論文、レポート等の本文データや講演・講義の映像データなど、豊富なコンテンツが既に蓄積されており、またこれらに対する目録データも図書館システムに登録されている。現在でも、本学の Web-OPAC を通じてインターネット上に公開されており、書誌情報までは世界中からアクセス可能である。また、フリーで公開することが認められている約 2,500 件のコンテンツについては、本文も閲覧可能である。しかし、Web-OPAC での公開にのみに限っている以上、まず本学のサイトを見つけてもらい、Web-OPAC に何らかのキーワードを打ち込んで検索してもらわないと、コンテンツは見つからない。検索エンジンにもヒットしないのである。世界に向けて公開するというのであれば、DSpace などのリポジトリ構築用のソフトウェアを導入し、機関リポジトリを構築・公開することが急務であり、現在構築の準備中である。

2.2.3.4 機関リポジトリによるメタデータの発信

DSpace に登録されたメタデータは OAI-PMH というメタデータ一括収集のための標準プロトコルに準拠しており、国立情報学研究所の大学情報メタデータ・ポータルサイト JuNii に登録（ハーベスト）が可能になる。これにより世界中のリポジトリのメタデータを収集しているミシガン大学の OAIster にも登録され、JuNii 及び OAIster からの検索は勿論、Google Scholar 等のサーチエンジンを介しても世界中から本学のコンテンツが検索可能となる。

大学として研究活動の組織的な発信ができ、大学の研究教育成果に対する視認性とアクセシビリティの向上、研究者の研究影響力（イン

パクト)の向上にもつながる。

2.2.3.5 機関リポジトリ構築の今後の予定

機関リポジトリ構築時の初期対象コンテンツは、学位論文、科学研究費補助金実績報告書及び研究成果報告書、テクニカルレポート、講演・講義の映像資料とする。

今後の課題としては、科学研究費補助金成果報告書など公開の許諾率が低い資料に関して、教員の方々に極力協力していただけるように働きかけること、及び学内限定公開コンテンツの学外公開化をはかることなどがある。さらに、著者最終稿を機関リポジトリに登録することを認めているグリーンジャーナル掲載論文の収集、学内教員の研究業績情報や講義資料の収集など、さらなる収集範囲の拡張を検討していきたいと考えている。

大学における研究成果等を積極的に学外に発信していくためには、学内生産物の学外公開をどのように進めていくか、改めて学内で意思統一を図る必要があり、また、電子化した学内生産物を学外に公開する際のルールづくりが必要である。